

「自治力UP」地域会議の推進について

－「自治力UP」推進会議検討結果報告－

平成22年3月

はじめに

平成 19 年度に「『自治力UP』推進協議会」（以下、「協議会」と言います。）を設置し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概にあふれた地域社会の実現に向けた検討を重ね、平成 21 年 1 月に報告書を取りまとめました。

この報告書の提言では、少子高齢化社会において、地域社会の「自治力UP」を実現するためには、区と区民との協働だけでなく区民同士も含め、それぞれの特性を發揮しながら力を合わせて身近な問題を解決する「新しい協働の仕組み」を構築する必要があるとしています。この提言を受け、「新しい協働の仕組み」を推進するうえでの具体的な枠組みを協議するため、今年 8 月に「『自治力UP』推進会議」（以下、「推進会議」と言います。）を設置しました。

推進会議では、新しい協働の仕組みを実践する関係づくりの場として協議会が設置を提言している「『自治力UP』地域会議」（以下、「地域会議」と言います。）の重要性を重視し、地域会議を設立していくためのあり方を検討するため、5 回にわたり議論を重ねてきました。

これまでの検討の中で、板橋区は地縁団体である町会・自治会の組織力が非常に強く、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治力は、現在でも相当に保持されているということが明らかになりました。しかしその一方で、今後の少子高齢社会の一層の進展や生活様式の変化などによる人間関係の希薄化など、今後の時代の変化に対応していけるよう、地域会議をはじめとする「新しい協働の仕組み」づくりを進めていくことで、現在の自治力を維持し、さらに発展していく余地が残されているとも言えます。

このことを踏まえ、板橋区における「新しい協働の仕組み」の拠点となる地域会議の推進については、まずは各地域で地域情報連絡会（ワークショップ）を開催して地域の各団体の交流の場とし、それぞれの課題を共有することで、地域会議を設立する気運を高めていくこととなりました。この地域情報連絡会の段階で、これまでは身近な地域活動から距離を置いていた区民や団体等がどれだけ積極的に参加し、地域活動への関心を高めてくれるかが、地域会議の設立を実現するための重要な鍵になります。区は各地域の特性を把握し意見を集約しながら地域情報連絡会を準備するとともに、啓発などの事業を積極的に実施し、区民の関心を高めていくことが必要です。

各地域の区民や団体が積極的に加わり、それぞれの自発的な意思により地域の特性に合ったユニークな地域会議を設立していくことで、板橋区が地域色豊かな「自治力」を備えた地域になることを確信しています。

平成 22 年 3 月 2 日

「自治力UP」推進会議会長 中村 年春

目 次

1	地域会議のめざすもの	1
	(1) 地域会議が提言された経緯	1
	(2) 地域会議の目的	1
	(3) 地域会議が扱うテーマ	1
2	地域会議の基本的枠組み	3
	(1) 地域会議の位置づけ	3
	(2) 地域会議の主な活動	3
	(3) 地域会議の「地域」の範囲	3
	(4) 地域会議の構成	4
	(5) 進行役（コーディネーター）	4
	(6) 地域会議の主な活動拠点	4
	(7) 設立準備と承認	4
3	地域会議の推進に向けた区の支援体制	5
	(1) 地域における協働意識の啓発（地域の各団体向け）	5
	(2) 地域情報連絡会の開催	5
	(3) 地域会議の設立準備	6
	(4) 地域会議の設立・運営と区の支援	7
	(5) 協働意識の啓発（一般区民・職員向け）	8
	(6) 時期の目安	8
4	今後の課題	8
	(1) 地域会議の推進	8
	(2) 地域会議の設立に向けた「関係づくり」	9
	(3) 地域センターの役割	9
	(4) 区の支援体制	9
	(5) 協働推進体制の確立に向けて	9
	参考資料	
	1 「自治力UP」推進会議委員名簿	10
	2 「自治力UP」推進会議開催状況	10

1 地域会議のめざすもの

(1) 地域会議が提言された経緯

区では町会・自治会をはじめとして、地域の様々な団体が積極的に活動し、地域福祉の向上に多大な貢献をしています。しかし、現在は地域活動が活発に行われていても、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化により地域の結びつきが希薄になるにつれ、「地域活動の担い手の高齢化」、「住民の無関心」、「情報が共有できない」など、様々な課題が顕在化するおそれがあります。このことは、地域活動を第一線で担っている協議会の専門部会の委員から地域コミュニティの現状に関する数多くの課題が提示されたことから明らかです。

専門部会の報告（平成 20 年 8 月）では、これらの現状と課題に対応して「自治力UP」を実現するためには、さらに新しい組織や機関を設置するのではなく、既存の団体や機関を「協働の場」に引き込み、互いに補完しあうことで潜在的な資源や力を引き出すことができるような「新しい協働の仕組み」が必要であるとし、この考え方を受けて、協議会の報告において地域会議の設置を提言することとなったものです。

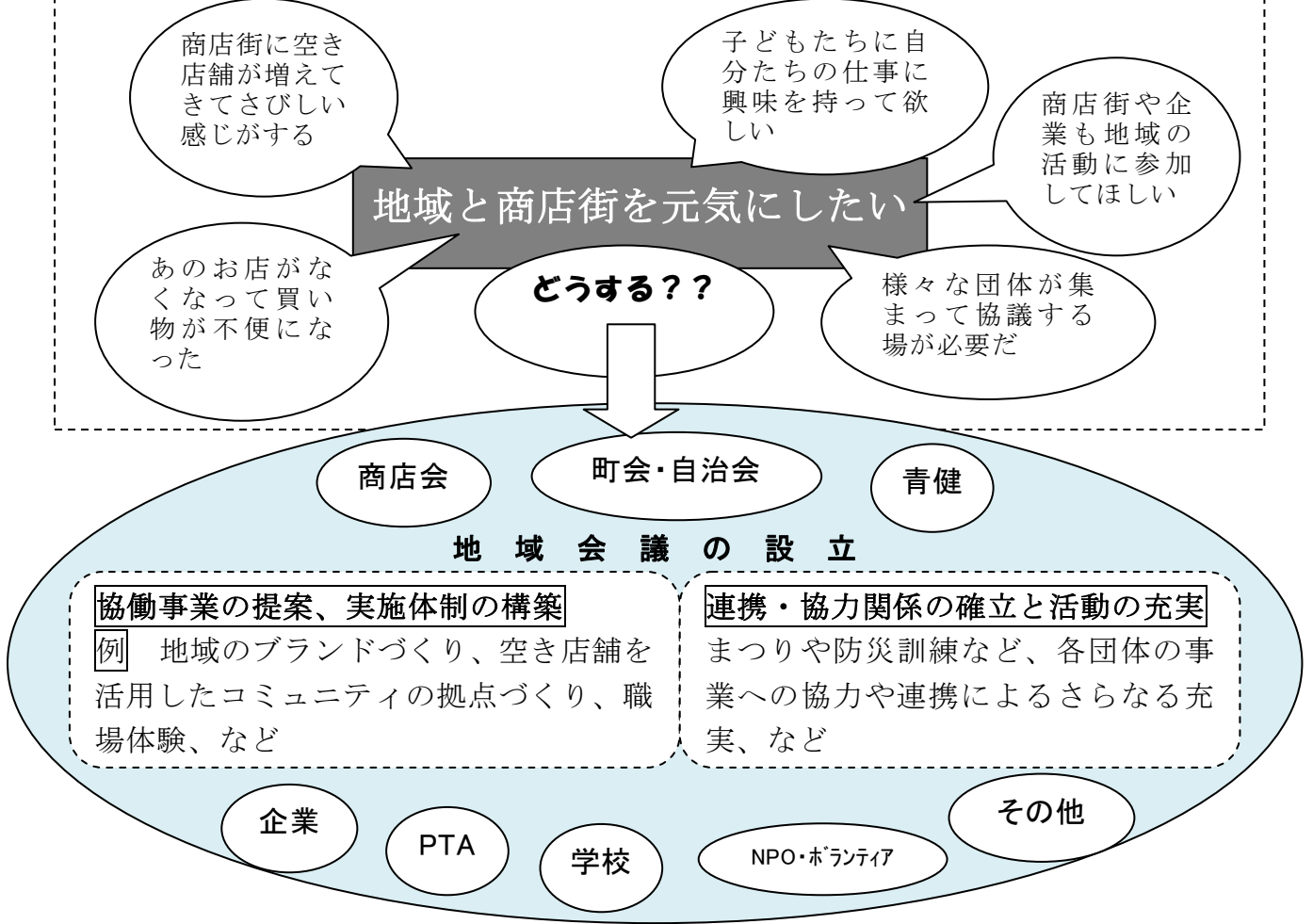
(2) 地域会議の目的

地域には町会・自治会をはじめとする地域の団体が様々な地域活動を行い、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概を持ってより良いまちづくりに貢献しています。しかし、すべての地域において各団体がお互いに情報を交換し合い、連携して地域活動に取り組んでいるかといえば、必ずしもそうではない現状があります。こうした地域の多様な主体がお互いの顔を知り、交流するための場の設定が、新しい協働関係を構築し、拡充していくうえでの端緒になります。地域の共通課題や目標に向かって、地域住民、町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティアなどが、それぞれの特性を発揮しながら連携・協力して取り組んでいく「協働の場」をつくるのが自治力UP地域会議の目的です。

(3) 地域会議が扱うテーマ

地域会議は、各地域団体の上位の組織としてつくるものではなく、あくまでも各地域団体等の横をつなぐネットワーク組織として捉えるものです。また、地域会議がめざすネットワークは、例えば「青少年健全育成」や「環境」のような特定のテーマを区が予め設定するものではありません。地域会議では、それぞれの地域が抱える課題は何なのか、という共通認識を会議の参加者の間で共有することが、最初の第一歩です。会議の参加者が様々な情報を出し合い、我々の地域にはどんな特徴があるか、魅力や弱点は何か、より良くするための方策は何かなど、様々な角度から話し合い、地域の皆さんの力を合わせることで地域の力を最大限に引き出すことをめざします。次に一例を示しますが、50万人を越える住民を抱える板橋区の各地域の課題は一様ではなく、その解決に向けた方策も様々な展開が考えられます。

たとえば・・・【テーマの絞り込みの例示「地域と商店街の活性化」】



この他に、協議会で出された地域課題の事例や、他の自治体において地域会議に類似すると思われる住民組織で行われている活動事例を挙げると以下のとおりです。

【協議会の専門部会で出された地域課題の事例】

- 幅広い地域住民が参加できる地域防災体制の確立
- 地域で支えあう高齢者の生活支援・介護
- シニア世代の社会参加の促進
- 集合住宅の住民の地域活動への参加促進、など

【三重県伊賀市の住民自治協議会で進められている協働の事例】

- 老人クラブ活動を基盤とした地域福祉的自治共助システム
老人クラブが中心となって、地域住民全体が参加するまちづくり活動を推進
- 各種団体の連携強化による地域の総合的な防犯システム
PTAや老人会、消防団、自主防災組織などの活動団体の連携を強化、市や警察・学校なども交えた地域防犯実行委員会を設置し、多面的な活動を展開
- NPOと連携した多文化共生への取組み
住民自治協議会とNPOが協働して、調査や交流事業、日本語講座などを展開

～ 三重県伊賀市「地域自治活動事例集」平成20年3月より

2 地域会議の基本的枠組み

(1) 地域会議の位置づけ

① 名称

各地域名「〇〇」を冠した「〇〇地域会議」を原則としますが、当該地域会議で合意すれば、名称は自由に設定できます。

② 設置の目的

板橋区内のそれぞれの地域が抱える課題の解決とコミュニティの活性化を目的として、地域住民や地域の様々な団体などが主体となって、それぞれの持つ情報を共有し、意識の啓発を図りながら、共通の課題の解決に向かって、対等な立場で連携・協力するネットワーク組織です。

③ 設置の主体

地域会議は行政の指導のもとに義務的・強制的に設置されるものではありません。あくまでも、地域会議の趣旨に賛同する住民の主体的な意思として設置します。

④ 既存団体との関係

地域会議はネットワーク組織であり、地域会議を設置することによって地域で活動する既存の団体等の整理や統合など、その存在自体に影響を与えるものではありません。むしろ各団体等が連携・協力することによって補完し合い、自治力の相乗効果を生み出すことをねらいとします。

⑤ 区の役割

区は、多様化・複雑化する地域の課題を解決するために地域会議が必要になっていくことを多くの人に啓発し、働きかけをするとともに、地域会議の設立準備から軌道に乗るまで、一定の支援を行うことが必要です。

(2) 地域会議の主な活動

地域会議は住民が主体的に設置するものであり、具体的な活動テーマは行政から地域に与えるものではありません。下記のような地域の公共的な活動を行いますが、各地域会議の主要活動テーマは、各会議の設置主体がそれぞれ自由に設定します。

① 地域団体の活動や地域の状況等の情報交換

② 地域課題に関する情報の共有と解決策の検討

③ 地域福祉の向上に資する地域主体の行事の運営に関する協力体制の構築

④ 地域の課題解決に向けた区との協働事業の企画提案

(3) 地域会議の「地域」の範囲

地域会議の地域の範囲は、原則として地域センターの区域を基本的単位としますが、各々の区域の事情により柔軟に対応することとします。

(4) 地域会議の構成

地域会議は、会議、運営委員会、事務局により構成され、その構成メンバーは次のものとしします。

① 会議

地域会議は、広く当該地域の住民や団体等に関われ、公開されることを原則とします。また、話し合うテーマの内容によっては、地域外の個人や団体などの参加も募ることができます。

② 運営委員会

地域会議の会則や事業計画等の決定、会計の承認など、会議の運営に携わる運営委員会は、当該地域に認知されるために、必ず当該地域の町会連合会支部を含む複数の団体等により構成することとします。

③ 事務局の役割

地域会議は、運営委員会のもとで運営上の諸事務を担当する事務局を置きます。また、後述のコーディネーターとともに、様々な個人や団体間の意見調整や区とのパイプ役、合意形成などへの支援を担います。

(5) 進行役（コーディネーター）

地域会議は、様々な個人や団体間の意見調整や区とのパイプ役、合意形成などへの支援を担う進行役（コーディネーター）を選任します。進行役は、その地域で信頼の置かれる人材を選任することが望まれますが、その準備から立ち上げまでの一定期間において、区は必要に応じて人材の紹介、及び進行役の必要な経費を補助することとします。

(6) 地域会議の主な活動拠点

地域会議の定期的な会議場所や事務局の主な活動拠点は、各地域会議が独自に確保できることが望まれますが、必要であれば、区は区の施設を地域会議の主な活動拠点とすることを検討します。

(7) 設立準備と承認

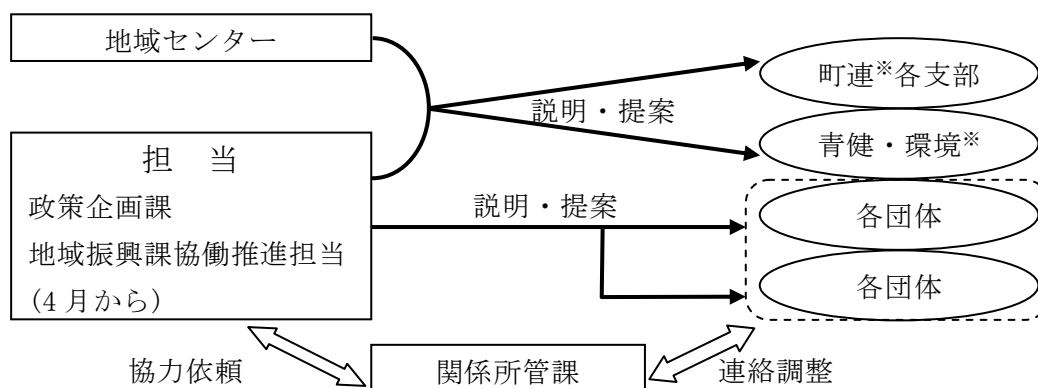
地域会議を設置しようとする地域住民は、地域会議設置準備のための組織を立ち上げ、基本的枠組みに沿いながら、各地域の特性に応じた会則を制定し、区に申請して承認を受けます。

3 地域会議の推進に向けた区の支援体制

各地域において自主的に地域会議が設立されるようになるためには、地域住民や団体等が共通する課題を認識し、その解決に向けて協働していく機運を高めるとともに、地域会議の設立に向けて区が積極的に支援していく必要があります。ここでは、地域会議設立までのプロセスを図示しながら、その間に必要となる区の支援内容を示します。

(1) 地域における協働意識の啓発（地域の各団体向け）（平成 21 年度、22 年度）

地域会議という「新しい協働の仕組み」について、町会・自治会をはじめとする地域の様々な団体や区民に理解してもらえるよう、区が丁寧に説明、提案を行います。



※町連：「町会連合会」の略
 青健：「青少年健全育成地区委員会」の略
 環境：「地区環境行動委員会」の略

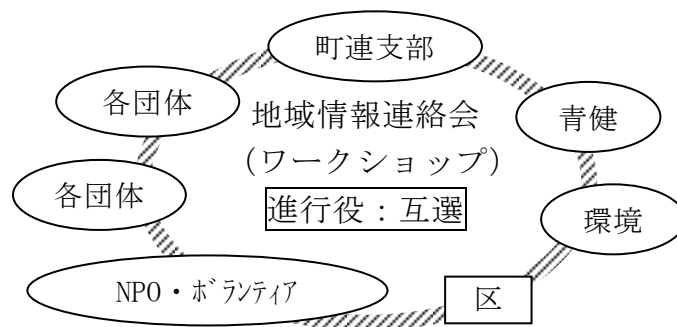
区の支援（1）協働推進担当係長の新設

新しい協働の仕組みを確立するため、地域の協働を推進する担当組織として、区民文化部地域振興課に協働推進担当係長を設置し、各地域の地域センターとともに、地域会議をはじめとする新しい協働の仕組みづくりに携わる

(2) 地域情報連絡会の開催

地域会議の設立に向け、各地域の地域住民や団体等が共通する課題を認識し、その解決に向けて協働していく気運を高めていくためには、地域会議を設立する前に、地域における課題を明確化し、共有していくための場が必要であり、そのために地域会議設立準備のための組織を立ち上げることを基本的枠組みの中に定めています。

これを受けて、地域会議の設立に先立って「地域情報連絡会」（ワークショップ）を実施し、地域課題の明確化と共有化を進めていきます。この段階においては、町会・自治会をはじめとする地域の主要な団体に参加してもらうことが望ましく、区が地域情報連絡会の実施に向けた中心的な役割を担い、町会連合会各支部及び各地域の主要な地域団体の意見を伺いながら、参加メンバーの人選や通知、会場の用意などの事務局機能を担う必要があります。



区の支援（２）地域情報連絡会の開催と事務局機能

◆協働推進担当係長

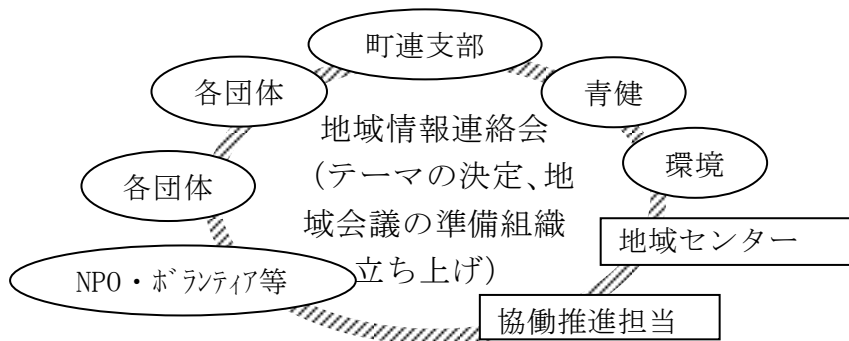
通知文・資料作成など発足時の事務局の役割を担うとともに、NPO・ボランティアなどの地域活動団体や関係所管課との連絡調整を行う

◆地域センター

町会連合会支部・青少年健全育成地区委員会・地区環境行動委員会など、地域センターと関連の深い地域団体との連絡調整、会場の用意など、発足時の事務局を補佐する

（３）地域会議の設立準備

ワークショップの実施により、地域課題の明確化・共有化を図ることができ、協働による解決に向けて取り組むべきテーマが定まってきた地域では、地域会議設立のための準備に取りかかります。



区の支援（３）地域会議の設立に向けた支援

◆人材の支援

地域会議で取り上げようとするテーマなどによって、専門的知識を有する学識経験者やNPOなどの人材を紹介する【協働推進担当】

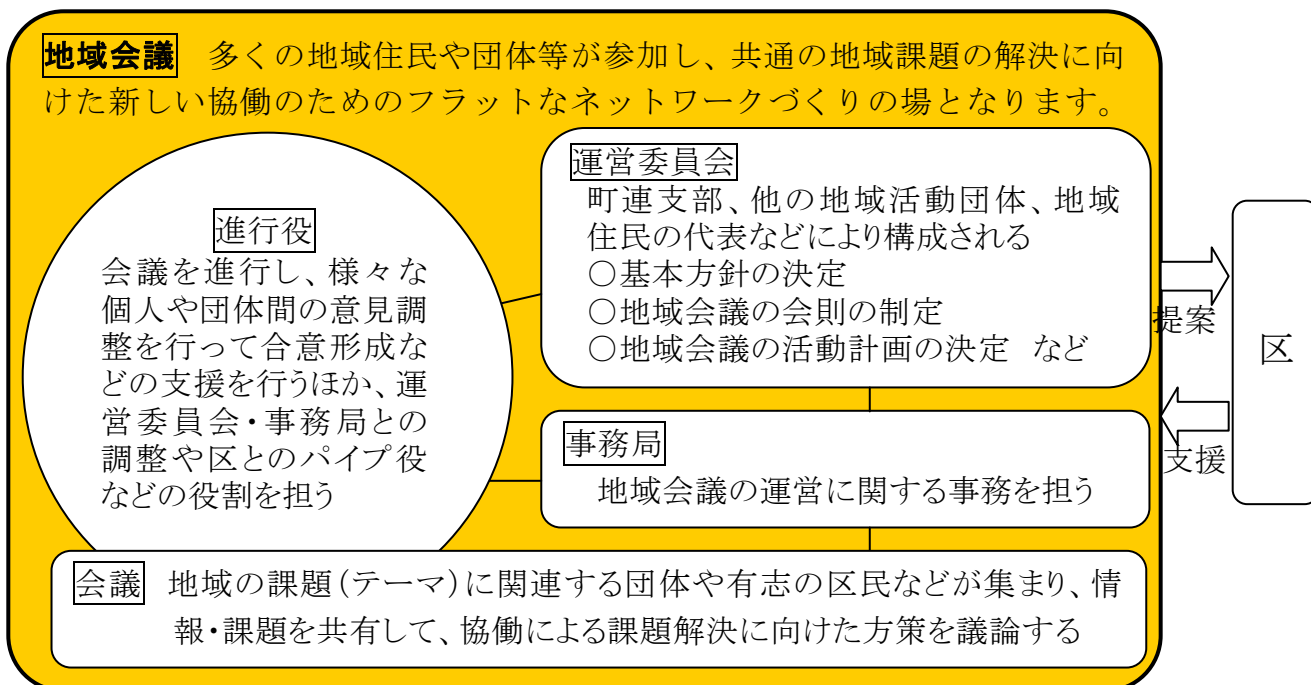
◆設立準備支援

地域会議の基本的枠組みに沿って、必要とされる会則などの雛型の整備や、申請などの手続きに向けた支援を行う【協働推進担当・地域センター】

(4) 地域会議の設立・運営と区の支援

地域会議の準備組織は、地域会議の基本的枠組みに沿いつつ、各地域に合った独自の会則を決め、区に地域会議設立の申請をします。

【地域会議の体制】



この段階では、地域会議は地域主体の運営となり、事務局も地域において担っていくこととなります。ただし、地域会議の運営が軌道に乗った後は、下記のように地域会議の運営に対する区の支援が必要です。

区の支援（4）地域会議の運営に対する支援

◆場の提供（基本的枠組み(6)地域会議の主な活動拠点）

地域会議の定期的な会議場所や事務局の主な活動拠点は、各地域会議が独自に確保できることが望まれるが、必要であれば、区は区の施設を地域会議の主な活動拠点とすることを検討する【協働推進担当・地域センター】

◆人材支援

学識経験者やNPOなど専門的知識を有する人材の紹介【協働推進担当】

◆財政支援

地域会議を地域主体での運営に移行する際の運営費相当分の補助制度や、新しい協働の仕組みによる新規事業の提案制度など、財政支援の仕組みを検討する【協働推進担当】

◆地域会議への参加

地域会議発足後も、各地域センターは地域会議に出席し、地域会議で出された要望や提案などについて、必要に応じて協働推進担当を通じて関係所管課と調整する【協働推進担当・地域センター】

(5) 協働意識の啓発（一般区民・職員向け）

地域に根ざした協働を展開していくため、より多くの区民が地域活動や協働についての理解を深め、参加しやすい環境を整備します。

<p>区の支援（5）協働意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆区民向けシンポジウムなどの実施【協働推進担当】 ◆各所管課で実施する各講座での協働の考え方の啓発【関係所管課・協働推進担当】 ◆職員研修における協働研修の導入支援【人事課・協働推進担当】

(6) 時期の目安

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度以降
地域の各団体への提案	区が地域の各団体等に説明		
地域情報連絡会		(順次、合意が得られた地域から実	
地域会議準備		地域会議設立	地域会議設立
地域会議運営			
啓発事業		区が啓発事業を実施（シンポジウムなど）	
庁内検討組織	区の支援策の検討、など	○地域会議の実施状況など、新しい協働の仕組みづくりの検証・評価	
推進会議	第4回	第5回 (まとめ)	○地域会議の実施状況など、新しい協働の仕組みづくりの検証・評価

4 今後の課題

(1) 地域会議の推進

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概にあふれた「自治力」の向上を実現するため、地域情報連絡会を各地域で実施するための体制を整備することで、地域会議の設立に向けた第一歩を踏み出すとすることができます。これから、各地域への丁寧な説明を行い、順次地域情報連絡会を開催していくとともに、そこで地域課題の明確化、共有化を図り、気運の高まった地域から地域会議の設立に結び付けていく必要があります。

(2) 地域会議の設立に向けた「関係づくり」

地域の課題解決に向けて多くの区民が参加するため、協働のルールや考え方を共通に理解した相互の「関係づくり」が重要です。「情報の共有」や、様々な課題の解決に向けた「家庭・学校・地域の連携・協力」、地域の中核的な団体である「町会・自治会の活性化」、新しい住民や企業の「地域社会の一員」としての参加促進、「多様な主体との連携・協力」などの課題は、地域会議の設立の気運を高めていく段階で各地域が解決していかなければならない課題であると言えます。

(3) 地域センターの役割

地域センターには「新しい協働の仕組み」の中心的な場としての役割と機能が求められます。地域センターが地域会議に行政側の代表として参加することで、庁内協働推進体制の最前線として機能するとともに、今後の地域センター業務のあり方についても、地域会議の進展と並行して検討していく必要があります。

(4) 区の支援体制

「区民の意識改革の促進」や「町会・自治会への支援」、「地域活動の場の整備」など、多くの区民が参加して協働する場としての「環境づくり」の課題や、地域会議の運営に対する支援など、協働推進体制の確立に向けた区の支援施策及び制度、事業等行政の見直しの課題については、地域会議の進展に並行して、区が具体的な支援内容を検討する必要があります。

(5) 協働推進体制の確立に向けて

その他、地域の防災活動をはじめとする地域活動の担い手の高齢化や、青少年健全育成事業と学校関連事業など各事業間の調整（エリアの相違や類似事業など）、各地域活動に参加・関与する人の重複による負担増大など、これまでの議論でも様々な地域の課題が提示されており、これらは必ずしも一朝一夕で解決できる問題ではありません。しかし、今後各地域で地域情報連絡会が開催され、さらに地域会議に発展していく過程で、それぞれの地域団体の活動状況や抱えている課題などが共有されていくことにより、それらの課題の解決への端緒となると考えられます。

地域主体で運営されることとなる地域会議からこうした地域課題の解決へつなげていくことは、まさに板橋区の「自治力」の向上に大きく寄与することとなります。したがって、可能な限り早い時期に地域会議を各地域で立ち上げていくとともに、そこで今後提示されていく課題に対し、行政側が適切に対応することのできる体制をつくっていく必要があります。そのために、この推進会議のような会議体が、地域会議をフォローアップし、庁内の協働推進体制をチェックしていくことが必要であると考えられます。

参 考 資 料

1 「自治力UP」推進会議委員名簿

	氏 名	現 職 等
会 長	中村 年春	大東文化大学経済学部教授
会長代理	原田 晃樹	立教大学コミュニティ福祉学部准教授
委 員	小林 保男	板橋区町会連合会副会長
委 員	新妻 康宏	社団法人板橋産業連合会副会長
委 員	小原 貢久	板橋区商店街連合会副会長
委 員	大野 武夫	板橋区青少年健全育成地区委員会連合会会計監査
委 員	川原 清美	板橋区立小学校PTA連合会副会長
委 員	植田 康嗣	板橋区立中学校PTA連合会会長
委 員	河野 寛	いたばし総合ボランティアセンター役員会会長
委 員	芝間 好	板橋区老人クラブ連合会常任理事
委 員	能見 京子	板橋区民生・児童委員協議会会長職務代理
委 員	佐藤 宏子	区民公募委員
委 員	杉浦 典和	区民公募委員
委 員	安井 賢光	板橋区副区長

2 「自治力UP」推進会議開催状況

回	開催日	内容
1	平成 21 年 8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱 ○「新しい協働の仕組み」に向けたこれまでの取組 ○自治力UPに向けた今後の進め方（案）
2	平成 21 年 9 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の協働事例 ○地域の範囲 ○他自治体の地域会議に類する事例 ○地域会議の基本的枠組み（案）
3	平成 21 年 10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域会議の基本的枠組み（修正案） ○地域会議のモデル実施（案） ○環境づくり・行政の見直しの取組状況
4	平成 21 年 12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域会議の基本的枠組みと活動イメージ ○地域会議の設置に向けて
5	平成 22 年 3 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域会議の推進に向けた区の支援体制 ○検討結果まとめ

刊行物番号
—

「自治力UP」地域会議の推進について

— 「自治力UP」推進会議検討結果報告 —

発行 平成22年3月

編集 板橋区役所政策経営部政策企画課

〒173-8501

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

03(3579)2013

03(3579)4211